

テーマ部会：ハンセン病問題の予備的意識調査

第 1 報告 調査の経緯と概要

黒坂愛衣 (東北学院大学)

1 調査実施の背景と経緯①——差別被害の現在性

2023 年 2 月、熊本市民および尼崎市民を対象とした「ハンセン病問題の予備的意識調査」を実施した¹。調査の目的は、ハンセン病に罹った人およびその家族にたいするマジョリティ側の否定的態度（差別的態度）の規定要因を明らかにし、教育啓発を効果的なものにするためになにが必要なのかを探ることである。

本調査実施の直接的な背景には、ハンセン病家族 560 名余が原告となり、2016 年初春に熊本地裁へ提訴された国賠訴訟がある（「ハンセン病家族訴訟」）。この訴訟をめぐる経過から、ハンセン病差別の被害の現在性があらためて浮き彫りになった。

患者隔離を定めた「らい予防法」（1953～1996 年）が違憲であったこと自体は、2001 年 5 月にハンセン病回復者らが原告となった「ハンセン病国賠訴訟」（熊本地裁）の確定判決で認定されていた。ハンセン病家族らが主張したのは、患者だけでなくその家族もまた、らい予防法の被害を受けたということである。ハンセン病家族一人ひとりの置かれた状況は多様であり人生体験もさまざまであるが、原告らが「共通損害」として訴えたのは「①ハンセン病患者の家族として偏見差別を受ける地位に置かれたこと、②家族関係の形成が阻害されたことの 2 つ」（小林 2020: 320）であった。

「ハンセン病国賠訴訟」勝訴判決から約 15 年を経てなお、家族訴訟の原告らにとっては、差別被害は〈いま〉の問題であった。家族訴訟の原告のなかには、ハンセン病回復者を父親にもつ、提訴時点で 30 代前半の姉妹がおり、ふたりとも差別による離婚を経験していた（聞き取り調査より）。法廷での原告本人尋問では、高齢女性の原告が、弟妹がハンセン病であることを伏せたまま結婚し、夫が亡くなるまで約 50 年間隠し通し続けた苦しみを証言した。ある男性原告は、やはり、母親がハンセン病回復者であることを伏せて結婚生活を送っていたのだが、今回の家族訴訟の原告であることを妻に知られ、裁判を闘っているさなかに離婚に至ってしまったことが、原告弁護団より公表された。

のちに実施された、家族訴訟原告らの陳述書を対象とした計量テキスト分析（金 2023）では、(1)「居住地域」がもっとも頻度の高い差別の温床になっていること、(2) ハンセン病

¹ 本調査研究は、JSPS 科研費 JP 22H00911（基盤研究 B，研究代表者 黒坂愛衣）の助成を受けたものである。

差別のなかで親族からさえも攻撃される状況があり家族原告が「孤立」してきたこと、(3) 差別による精神的被害としての「秘密」の重み、の3点が指摘された。『秘密』は陳述書のうち82.8パーセントにおいて言及されており、ハンセン病の病歴者が家族にいることを秘密にせざるをえなかったり、その結果、親しい人にまで嘘をつかざるをえないことの心理的負担が、ハンセン病家族に共通する重大な抑圧状況である」(金 2023: 70)。そして差別のために「秘密を抱えさせられるということが、『身体的暴力』や『差別語・暴言』のような直接的暴力以上に大きな精神的負担の原因になっている」(金 2023: 72) ことが明らかになった。

ハンセン病家族訴訟の原告勝訴判決(熊本地裁, 2019年6月28日)の確定を受け、ハンセン病家族補償法が制定された(同年11月)。法制定時の厚生労働省の試算では、補償対象となるハンセン病家族は約24,000人の見込みとされたが(毎日新聞2019年11月15日)、これまでの支給認定件数は7,805件、申請受付件数も8,076件にとどまっている(2023年7月13日時点, 厚労省発表)。試算に比しての申請件数の少なさは、“ハンセン病家族である”のを明かすことがかれらにとっていかにハードルの高い行為であることを示している。ハンセン病家族訴訟の勝訴後、数名の原告が、ハンセン病問題学習会などで当事者としての体験を語り始めているが、匿名または原告番号²を使用するケースが多く、本名で活動しているのはそのなかでもごく限られた人である。差別により「秘密を抱えさせられる」家族の被害は、国賠勝訴と家族補償法制定、ハンセン病問題基本法の改正(2019年11月)を経てなお、払拭されたとはいえない。

ハンセン病問題の差別事件は、大きく報道されたものとしては、熊本県内の温泉旅館による国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の入所者らにたいする宿泊拒否事件がある(2003年11月)。この宿泊拒否がテレビニュース等で流れると、園自治会あてに、匿名での差別文書が多数、全国から寄せられた。また近年では2020年9月、芦屋市職員がハンセン病回復者の容姿についての差別発言をした。翌年になって市側がこの事実を認め、ハンセン病関西退所者原告団「いちょうの会」に市長名で謝罪している(神戸新聞2021年7月2日)。

2 調査実施の背景と経緯②——「施策検討会」の設置と全国調査の可能性

ハンセン病家族訴訟の確定判決を受け、「ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらしした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資する」ことを目的として、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」が設置された(2021年7月～2023年3月)。この施策検討会は「有識者会議」と「当事者市民部会」からなり、本テーマ部会報告者である福岡安則と金明秀が前者の委員に、黒坂愛衣が後者の委員に選任された。この3名を中心とする研

² ハンセン病家族訴訟では、原告の大半が匿名で裁判に参加しており、全原告の一人ひとりに原告番号が付与された。

究チームをつくり、科学研究費補助金を取得して、本調査の調査費としている。

なお施策検討会の『報告書』（2023年3月）では、今後実施されるべき施策のひとつとして「全国的な実態調査の実施」（全国的な住民意識調査、学校での病歴者・家族が受けた被害の実態把握のための調査、退所者による再入所の要因分析）が提言されている。

3 本調査の概要

本調査の母集団は、2023年1月時点で尼崎市と熊本市に居住する成人男女である³。母集団を代表するサンプリング台帳として選挙人名簿を用い、両市からそれぞれ3,000名を抽出した。実査は郵送調査法にて行い、回収された調査票は尼崎362票（回収率12.1パーセント）、熊本388票（12.9パーセント）。調査実施時期は2023年2月である。

文献

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会，2023，『ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書』。

(https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/index.html)

金明秀，2023，「第三章 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析」『ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書 資料編 ハンセン病家族訴訟，ホテル宿泊拒否事件の資料分析 WG 報告書』69-75頁。

(https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/index.html)

小林洋二，2020，「ハンセン病家族訴訟判決（熊本地裁令和元年6月28日）の意義と今後の課題」，『判例時報』通巻2439号，317-321頁。

³ 上述した差別事件の経緯から、当初は芦屋市民を対象とした意識調査を計画し、芦屋市との共同事業としての調査実施をめざして担当課との協議を続けたが、これが頓挫したために、あらためて、尼崎市と熊本市の2地点を調査対象地として選定した。